職員の業務負担軽減に関する項目

小・中・義務教育学校の支援学級設置については、市町村教育委員会からの設置計画をもとに、各学校における在籍予定の児童生徒の障がいの状況やその学級の状況を聴取した上で、実態に応じた障がい種別による支援学級設置の促進に努めているところ。今年度は、政令市を除いて昨年度に比べ、小学校で203学級、中学校で54学級、義務教育学校で17学級、計274学級の増設置となっている。

今後とも、支援学級在籍児童生徒数の推移状況を見極めながら、子どもの障がいや学級の状況を勘案し、障がい種別による学級設置の促進を図り、教育水準の確保に努めてまいる。

職員の業務負担軽減に関する項目

支援学級の設置については、市町村教育委員会からの設置計画をもとに、支援学級在籍予定の児童生徒の障がいの状況等を聴取し、実態に応じた支援学級設置の促進に努めているところ。

今後とも、学校教育法第81条をはじめ、各法令に則り、障がい種別による支援学級の設置の促進に努めていく。

職員の業務負担軽減に関する項目

小・中・義務教育学校における障がいのある児童生徒の教育の充実を図るため、障がい種別による支援学級の設置をすすめ、今年度は政令市を除いて274学級の増設置を行ったところ。また、支援学級の編制基準の見直しや教職員定数の改善について、国に要望している。

学年別等の設置については、現行制度のもとでは困難だが、今後とも、法令に則り作成された市町村教育委員会からの設置計画をもとに、学校ごとに在籍予定者の障がいの状況やその学級の状況を十分に聴取した上で、障がい種別による支援学級設置の促進に努めていく。

職員の業務負担軽減に関する項目

小・中学校の支援学級の在籍児童生徒数は年々増加しており、障がいの状況は重度化・多様化している。支援学級の設置については、各市町村教育委員会からの設置計画をもとに、今年度は、昨年度に比べ、政令市を除いて小学校で203学級、中学校で54学級、義務教育学校で17学級の合計274学級を増設置している。

府教育庁としては、今後とも、法令に則り作成された市町村教育委員会からの設置計画をもとに、学校ごとに支援学級在籍予定者の障がいの状況やその学級の状況を十分に聴取した上で、障がい種別による支援学級設置の促進に努めていく。

加えて、学校教育法において、支援学校のセンター的機能が明確に位置づけられていることを踏まえ、「支援教育地域支援整備事業」では、府立支援学校がセンター的機能をより一層発揮し、支援学校リーディングスタッフによる訪問相談等を通じて個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成・活用についての指導・助言を行うなど、小・中・義務教育学校における支援教育の充実に努めている。

今後とも大阪府における支援教育の現状を踏まえ、市町村教育委員会とも連携しながら、一人ひとりのニーズに沿った、よりきめ細やかな子どもへの対応となるよう、教育条件の充実に努めていく。

職員の業務負担軽減に関する項目

大阪府においては、すべての幼児・児童・生徒が「ともに学び、ともに育つ」教育を基本として、一人ひとりの障がいの状況に応じた教育を推進している。

支援教育の実施にあたっては、大阪が培い推進してきた「ともに学び、ともに育つ」教育がより一層されるよう、府教育庁として、一人ひとりの障がいや学級の状況等を見極めながら、実態に即した人的配置等、国に対して十分な条件整備について要望している。

通級指導教室については、今年度、政令市を除いて昨年度に比べ29教室を増設置し、小学校で175教室、中学校で57教室、義務教育学校で３教室を設置している。

府教育庁としては、通常の学級に在籍するＬＤ、ＡＤＨＤ等の支援の必要な児童生徒の状況を踏まえ、今後とも、通級指導教室の基礎定数化を確実に実施するよう要望していく。

また、支援教育コーディネーターについては、平成19年度から府が所管する全ての市町村の小・中学校において指名され、校務分掌に位置付けられているところであるが、さらなる支援教育体制の充実に向け、基礎定数化が図られるよう、引き続き、国に要望していく。

職員の業務負担軽減に関する項目

通常の学級に在籍するＬＤ、ＡＤＨＤ等の支援の必要な児童生徒の状況や、支援のニーズを踏まえ、府教育庁では、市町村教育委員会と連携し、通級指導教室の増設置に努めている。今年度は昨年度に比べ、政令市を除く小・中・義務教育学校あわせて29教室を増設置し、現在235教室を設置している。

府教育庁としては、今後とも通級指導教室の充実に努めるとともに、通級指導教室の基礎定数化が確実に図られるよう、引き続き国に対して要望していく。

職員の業務負担軽減に関する項目

小・中学校に医療的ケアや医療的な見守りが必要な児童生徒が多数在籍している状況を踏まえ、平成18年度から、看護師を配置する市町村に対して、経費の一部を補助する「市町村医療的ケア体制整備推進事業」を実施している。また、平成29年度からは、国においても看護師を配置する市町村に対して直接補助を行う事業が実施されている。

また、今年度より、学校看護師の定着支援や医療的ケアが必要な児童生徒の転入学に伴う施設整備等に対する補助を行う「市町村医療的ケア実施体制サポート事業」を新たに実施しているところ。

看護師の配置等に関することは、設置者である市町村の判断となることから、今後とも、医療的ケアを必要とする児童生徒が安心して小・中学校へ就学し、安全な学校生活が送れるよう、実態に応じた看護師配置の促進や体制整備に努めるべく、各市町村教育委員会に対し、働きかけていく。

職員の業務負担軽減に関する項目

平成24年4月1日に施行された「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」等の一部改正で、市町村教育委員会の判断により、学校や地域の実情に応じて学級編制を弾力化した方が学校運営上や教育上望ましい場合には、標準学級数に応じて配置した定数を活用した弾力的な学級編制が可能になっている。

職員の業務負担軽減に関する項目

大阪府では、小学校１・２年生が、学習習慣や生活習慣の基礎を確立して、安定した学校生活を送るための重要な時期であるという認識に立ち、35人を基準とした少人数学級編制を実施してきたもの。

学習内容の理解や定着に差が出てくる小学校３年生以上については、個々の児童・生徒の課題に応じたきめ細かな指導が効果的であると考え、少人数習熟度別指導を実施している。

職員の業務負担軽減に関する項目

入学者選抜においては調査書の絶対評価の公平性を確実に担保すること、また、生徒、保護者にとってわかりやすいものとすることが重要であり、実際に受験する生徒たちの中学校ごとの学力状況を客観的に表す数値を用いることが肝心との考えから、府内統一ルールを定め、チャレンジテストの結果を活用することとした。

平成31度入学者選抜については、今年３月に方針を決定、公表し、６月上旬に市町村教育委員会及び中学校等の進路指導主事を対象に説明会を実施した。また、６月に作成した「大阪府公立高等学校等ガイド」の中に、入学者選抜の概要を掲載し、府内の公立中学校の３年生全員に配付した。さらに、７月29日には公立高校が一堂に会した「大阪府公立学校進学フェア２０１９」を開催し、入学者選抜制度を説明する時間を設けた。10月には実施要項を定め、市町村教育委員会や中学校、高等学校の校長及び進路指導担当者などに対して説明会を行った。今後とも、選抜に関わる事項について、市町村教育委員会、中学校等に対して、丁寧な説明に努めていく。

職員の業務負担軽減に関する項目

府教育委員会としては、学校設定教科・科目を設定するなどの教育課程編成上の工夫や授業内容を充実するための方法について、関係課と連携しながら各学校を指導していく。

高等学校及び中等教育学校後期課程における特別支援学級設置については、学校教育法施行規則や公立高等学校の適正配置及び教職員定数の標準等に関する法律などの法的整備を、国に要望しているところ。

特別支援学級の設置については、府教育庁として、今後とも、国の動向を注視しながら対応していく。

また、通級指導教室の設置については、国の動向を見据えながら、関係課が連携し、検討していく。

教員定数については、国の措置定数を最大限確保する中で、各学校における状況や取組みの実情等を勘案し、適切な人員措置を行っていく。

障がいのある生徒が支障なく学校生活を過ごせるよう、施設・設備の整備については、限られた予算の中ではあるが、エレベーター、スロープ、手すりの設置やトイレ改修等を学校及び関係課と協議のうえ計画的に実施している。

職員の業務負担軽減に関する項目

教職員の人事異動については、教職員としての経験を豊かにし、その力量を高めるため、「大阪府公立学校教職員人事基本方針」並びに「府立学校教員人事取扱要領」及び「府立学校教職員人事取扱要領」に基づき、計画的に行っている。

人事異動を進めるにあたっては、各学校における専門性等を踏まえ、各学校の円滑な運営体制を確保するという観点から、人事に関する調書、ヒアリング等を通じ、本人の通勤事情等、個々の事情についてもできる限り把握したうえで、校長の具申をもとに適切に行っていく。

職員の業務負担軽減に関する項目

教員採用選考テストにおいては、校種・教科による区分での募集及び選考を基本としているところ。